

令和7年第7回総社市農業委員会総会議事録

- 1 開会 令和7年7月10日（木） 午後1時30分
- 2 閉会 令和7年7月10日（木） 午後2時52分
- 3 場所 図書館 3階 展示ホール
- 4 出席または欠席した農業委員
出席 15人
1番 林 眞理（農政担当） 2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎（農地担当） 4番 定井 正雄（会長）
5番 中村 安行 6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正（会長代理） 8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤 10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊 12番 小原 弘
13番 奥山 弘志 14番 渡邊 則文
15番 小西 忍
- 5 出席した農地利用最適化推進委員
茅原 弘和 高尾 郁夫 武田 治紀 大森 安男 澁江 隆司
竹内 功次 赤木 謙介 黒瀬 昭夫 高谷 幹晴
- 6 職務及び説明のため出席した者の職氏名
農業委員会事務局
局長 中山 知輝 次長 石川 浩二 主任 新谷 紗季子 主事 角田 祥
- 7 議事録署名委員
8番委員 9番委員
- 8 本日の議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会期の決定
第3 付議事件

議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について
議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について
議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について
議案第 28 号 地域計画策定に係る意見聴取について
報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について
報告第 19 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
報告第 20 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後 1 時 30 分

(会長) それでは、只今より令和 7 年第 7 回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が 15 名、そして農地利用最適化推進委員が 9 名の出席です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第 33 条の規定により、8 番委員、9 番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第 2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第 5 条の規定により本日 1 日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第 3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第 25 号、農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について、を議

題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主事) 【議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号28番・29番】

(農地担当) それでは28番、総社の件ですが、次の29番、刑部の件と関係がございますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) この2件ですが、交換に関する案件です。詳しくは地元推進委員よりお願いします。

(農地担当) それでは茅原推進委員お願いします。

(茅原委員) 渡人と受人の2人は親子化関係でございます。父親は刑部を中心にかなり広く稲作をされている方で、息子の方も近くに住んでおり、農地を所有されております。息子が所有する田が2か所に分かれているので、今回の交換によって1か所に固めたいということで申請がでております。機械は親子で共有されており、耕作も協力してされております。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。28番、29番これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、28番は許可されました。

【受付番号30番・31番】

(農地担当) 続きまして30番、秦の件ですが、これも次の31番と交換の関係で関連がございますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件ですが、土地の交換による所有権移転申請でございます。多少面積は違いますが、お互い納得の上で交換するというものです。30番の受人の方は、最近子供さんが自宅に帰ってこられ、孫も農業を手伝ってやるということです。以前に農家住宅の申請もあがった方です。渡人の方は、相手方の要望により交換を承諾したというものです。詳しくは推進委員よりお願いします。

(農地担当) それでは大森推進委員お願いします。

(大森委員) 補足をさせていただきます。30番の受人はブドウを栽培されています。渡人は野菜とか畑とかをされております。今回の交換ですが、31番の土地が畑になっておりまして、渡人としてはそっちの方が便利がいいということで、地元としては問題ないと思います。

審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。30番、31番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号32番】

(農地担当) 続きまして32番、延原の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(4番委員) この件については、場所は総社市の外れで、●●町との境の方ですけれども、受人が農地を守ってくれるということで、地元としては非常に喜んでおります。詳細は、黒瀬委員からお願いします。

(農地担当) それでは黒瀬推進委員をお願いします。

(黒瀬委員) この件ですが、渡人は20年以上前に総社市を出られて、その時から受人が耕作されていたんですが、渡人がもう総社市には帰らないということで、渡人と受人が話をして、引き続き耕作をするということで、この申請になったものです。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。32番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、32番は許可されました。

【受付番号33番】

(農地担当) 続きまして33番、総社の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件ですが、●●地区の外れの道路の拡張工事を行っているすぐ横の農地案件でございます。詳しくは茅原推進委員よりお願いします。

(茅原委員) 場所は先ほど説明があったとおりです。元の土地も道になってその残地みたいな形になっていて、渡人は、●●市の住所ですけれども元々は総社の方で、結婚して●●市に住まっていますが、今回の申請地の北側にお墓がありまして、その南に残っている土地であります。その土地に隣接する形で、受人の畑がありまして、受人と一緒に管理してほしいと

いうことで今回の申請になりました。現状、この土地は工事の関係で貸されておりますが、返却された後は、果樹や畑として利用したいということです。渡人は田も所有しておりますが、高齢で、田は人にしてもらっている状況で、自身で耕作しているのはわずかな畑ぐらいですが、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。３３番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、３３番は許可されました。

【受付番号３４番・３５番・３６番】

(農地担当) 続きまして３４番、東阿曽の件ですが、３５番、３６番、これらと関連がございますので、一括審議とさせていただきます。それでは、この３件につきまして地元委員の説明をお願いします。

(１番委員) 今回、この３件の受人は、同じ世帯の家族となっております。３４番の受人は、推進委員として農地利用の調整や取りまとめに尽力されてきた方で、渡人は高齢により農業ができない状況にあります。今回、受入として全面的に農地を引き継いでほしいと要望がありまして、今回の申請に至ったものであります。詳しくは武田推進委員よりお願いします。

(農地担当) それでは武田推進委員をお願いします。

(武田委員) 渡人は●●歳で、今一人住まいです。娘さんは市外に嫁いでおられ、農業をするような環境ではありませんから、長年、３４番の受入と地元の方で耕作をしておりましたが、３年ぐらい前から譲渡したいとの相談があり、今回申請に至ったものであります。受入は長年、家族で多くの水田と畑を耕作されており、農業機械も有しており、今回の農地取得後も家族で耕作するということです。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。３４番・３５番・３６番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号３７番】

- (農地担当) 続きまして37番、山田の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (15番委員) 渡人は以前、山田に住んでいました。現在は高齢のため家族の介護が必要となり、長男が住んでいる●●市の近所に住んでいます。家族共々市外に住んでいるため、山田ではもう農業はできませんということで農地を処分したいということでした。申請地の隣に受人の田があるため、今回譲渡することになりました。受人は県の農業指導員をされておりまして。●●に住まっておりますが、現在は山田でももとぶどうを作られております。それから●●営農組合の副代表をされており、毎日頑張っておられます。この件は、地元としては問題ありません。審議の程よろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは赤木推進委員、補足があればお願いします。
- (赤木委員) 補足はありません。審議の程よろしく申し上げます。
- (農地担当) 受人の耕作地区●●地区の調査をしていただいておりますが、特に問題なしでよろしいですか。
- (11番委員) ももとぶどうを作られております。問題ありません。
- (農地担当) なお、受人居住地区が●●地区となっておりますが、実際営農状況としては山田で行っている状況です。問題なしと判断しております。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。37番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、37番は許可されました。

【議案第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第26号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) **【議案第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号6番・7番】

- (農地担当) それでは6番・7番、ともに宍粟に関連する案件でございますので、一括審議とさせていただきます。それでは、宍粟に件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが、東が墓地、西が畑、南が宅地、北が畑となります。転用した場合、特に周辺農地への影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員) 6番はお墓の移設、7番は自宅の一部がはみ出していたので是正するものです。問題は無いと思います、審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。なお、7番につきましては、是正案件のため始末書が添付されております。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。6番・7番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【議案第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第27号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) **【議案第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号9番】

(農地担当) 続きまして、9番、岡谷の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地と道路、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) 申請地は、●●公民館から南へ50メートル程の所にある農地です。申請地に隣接する東西の土地については昨年2月の総会で承認されて農地転用されております。現況は先ほど報告があったとおりでございます。用水については、申請地に隣接する農地は無く問題ありません。また、排水、日照通風、土砂の流出等につきましては、被害防除計画書に記載の内容と現地を確認しましたが、支障ないものと判断いたしました。以上から、地元としては特に問題の無い案件と判断しておりますので、どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、駅・市役所等の周囲おおむね300m以内の区域にある農地というこ

とで、第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、9番は許可されました。

【受付番号11番】

(農地担当) 続きまして、11番、久代の件について、現地調査の報告とそのまま地元委員の意見もお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が墓地、西が畑、南が畑、北が畑です。今回の案件ですが、受人と渡人は本家分家で、受人の母が昨年亡くなられて埋葬しているんですが、50年ぐらい前から申請地を墓地として使用していたそうで、これを機にいいようにしようということで、調べたら所有地ではなかったということで是正するものです。以前から墓地として利用されていたもので、周辺営農に与える支障はなく、地元としては、問題ないものと思われます。よろしくお願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足があればお願いします。

(竹内委員) 補足はありません。審議のほどよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。なお、本件につきましては是正案件のため、始末書が添付されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、11番は許可されました。

【受付番号12番】

(農地担当) それでは12番、富原の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東は道があって宅地、西は水路があって宅地、南が道路、北が畑で

す。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7 番委員) この案件ですが、周辺が宅地化されてきておりまして、渡人はこの西の方にも土地があったんですが、そこも宅地化されて、この方の土地としては最後に残ったところを一括というところでございます。周辺営農に影響するところはございません。日照、通風、土砂の流出等も心配はないと考えております。

(農地担当) 補足がありましたら渋江委員、お願いします。

(渋江委員) 特に補足することはございませんので、審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番】

(農地担当) 続きまして、13番、南溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) 申請地は●●号線から北へ100メートルぐらい入った、現在、新興住宅が建っている地域の一つであります。受人は現在市内のコーポに居住していきまして、子供さんも大きくなって、家を持ちたいということで申請されております。東側に田がありますが、平屋建てということと、東側なので日照、通風には問題ないと思われます。問題ない案件と考えております。審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、13番は許可されました。

【受付番号14番】

(農地担当) 続きまして、14番、清音柿木の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件ですが、受人が自宅に入る道が狭いので拡張したいということで、双方の話が調ったものでございます。審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、14番は許可されました。

【受付番号15番】

(農地担当) 続きまして、15番、真壁の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) 現況は先ほどの話のとおりです。雨水、生活排水の計画に問題ありません。日照、通風は、周囲に農地が無いので問題ありません。土砂の流出については、申請地と隣接地との境界部分にブロックを設置し、盛土が流出しないように施工されます。地元としては、問題ない案件と考えております。審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2以上の医療施設、公共施設があり、かつ上下水道管が埋設され、要件を満たしている道路の沿道の区域にある農地ということ

で、第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、15番は許可されました。

【受付番号16番】

(農地担当) 続きまして、16番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東は水路があって道路、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、申請地は●●公民館●分館から東へ600メートル程で、宅地化が進みつつあるところです。地元としては、問題ない案件と考えておりますが、詳しくは高谷委員にお願いしたいと思います。

(農地担当) 高谷推進委員、お願いします。

(高谷委員) 現況については今報告があったとおりでして、周辺に隣接する農地はありません。この農地は昨年、1区画は転用されておりまして、残っている農地が今回の申請であります。排水、土砂の流出についても問題ありません。審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、16番は許可されました。

【受付番号10番】

(農地担当) 続きまして、10番、赤浜の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が山、西も山、南も山、北が雑種地と工場になっています。転用

した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2 番委員) 渡人が親で、露天資材置場ということで25年ぐらい前から資材置場になっていましたが、転用の申請をしていなかったということで、息子さんが受入で今回の申請になっております。本件は是正案件ですので、始末書がついております。詳しいことは、地元の高尾委員からお願いします。

(農地担当) それでは、高尾推進委員お願いします。

(高尾委員) 受入は渡人の息子です。現場で受入から話を聞かせていただきました。所有者である渡人が、先ほどの話のとおり無許可で25年間放置していたということで、この度申請が出てきております。総合判断としては問題ありません。審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。なお、本件につきましては、是正案件のため始末書が添付されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。10番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、10番は許可されました。

それではここで少し休憩いたします。皆さんお戻り次第、審議を再開いたします。
それでは休憩いたします。

【午後2時21分から午後2時25まで休憩】

【議案第28号 地域計画策定に係る意見聴取について】

(農地担当) 続きまして議案第28号、地域計画策定に係る意見聴取について、を議題といたします。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第28号 地域計画策定に係る意見聴取について朗読】

(市長部局) ご説明いたします。今回は地域計画変更についての意見聴取になります。総社市では令和6年度末に農業委員会の方が担当されている市内14地区において地域計画を策定いたしました。本件議案は令和6年度下期に農振農用地からの除外申請が出ている地番の地域計画への反映についてです。農業経営基盤強化促進法第19条第6項で市町村は地域計画

を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、その他の関係者の意見を聞かなければならないとされていることから、意見聴取させていただきます。今回の地域計画の変更点は、三須地区、昭和地区の目標地図への除外見込み箇所の反映になります。地域計画の新旧対象図を御覧ください。1か所目は上林●●番の農振除外の反映についてです。保育園の用地として除外申請が出ている箇所です。現状は農振農用地として色塗りがされている箇所ですが、農振除外の見込みのある地番になりますので、色塗りから落とす変更をいたします。2か所目は下倉●●番他の農振除外の反映についてです。これらの地番は、現状農振用地として色塗りがされている箇所ですが、令和6年度の農地利用状況調査において、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない見込みとなりましたので、農振除外の見込みのある地番となります。そのため、色塗りから落とす変更をいたします。なお、本件については事前にホームページ開催にて協議の場を設けさせていただき、特段の意見はございませんでした。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) よろしければ、ただ今説明のあった変更案、農業委員会としては、特段の意見無しとして原案どおり承認、特段意見無しとして回答させていただきますがいかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それではそのようにさせていただきます。

【報告第18号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第18号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第18号 報告書について朗読】

【報告第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第19号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第19号 報告書について朗読】

【報告第20号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第20号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第20号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 24ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が10件、4条関係が2件、5条関係が8件でございました。また、地域計画策定に係る意見聴取について、変更案に特段の意見無しとさせていただきました。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありませんか。

(11番委員) 代行社中について内容がよく分からないので、市長部局から農業委員会に一度来ていただいて、詳しく説明をしていただけたらと思います。

(局長) 代行社中の件では、皆様方には大変お世話になっているところです。より詳しい説明につきましては、事務局とも相談しまして、機会を設けさせていただけたらと思っておりますので、その際にはよろしくをお願いします。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時52分